

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	仮設建築物の建築許可（1年を超えるもの）	
根拠法令・条項	建築基準法第85条第7項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	<p>建築物の内容及び立地条件によって、やむをえない場合があるので、法の規定どおりとし、個別に判断を行うものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	